

議案第6号

基山町国民健康保険条例の一部改正について

基山町国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年3月3日提出

基山町長 松田 一也

基山町条例第 号

基山町国民健康保険条例の一部を改正する条例

基山町国民健康保険条例（平成12年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「100分の8.9」を「100分の8.7」に改める。

第10条中「27,000円」を「25,700円」に改める。

第11条第1号中「34,000円」を「30,400円」に改め、同条第2号中「17,000円」を「15,200円」に改め、同条第3号中「25,500円」を「22,800円」に改める。

第12条中「100分の1.7」を「100分の2.6」に改める。

第13条中「5,300円」を「8,100円」に改める。

第14条第1号中「6,600円」を「9,600円」に改め、同条第2号中「3,300円」を「4,800円」に改め、同条第3号中「4,950円」を「7,200円」に改める。

第15条中「100分の2.4」を「100分の2.3」に改める。

第16条中「8,600円」を「8,900円」に改める。

第17条中「5,000円」を「4,500円」に改める。

第31条第1号ア中「18,900円」を「17,990円」に改め、同号イ（ア）中「23,800円」を「21,280円」に改め、同号イ（イ）中「11,900円」を「10,640円」に改め、同号イ（ウ）中「17,850円」を「15,960円」に改め、同号ウ中「3,710円」を「5,670円」に改め、同号エ（ア）中「4,620円」を「6,720円」に改め、同号エ（イ）中「2,310円」を「3,360円」に改め、同号エ（ウ）中「3,465円」を「5,040円」に改め、同号オ中「6,020円」を「6,230円」に改め、同号カ中「3,500円」を「3,150円」に改め、同条第2号ア中「13,500円」を「12,850円」に改め、同号イ（ア）中「17,000円」を「15,200円」に改め、同号イ（イ）中「8,500円」を「7,600円」に改め、同号イ（ウ）中「12,750円」を「11,400円」に改め、同号ウ中「2,650円」を「4,050円」に改め、同号エ（ア）中

「3,300円」を「4,800円」に改め、同号エ（イ）中「1,650円」を「2,400円」に改め、同号エ（ウ）中「2,475円」を「3,600円」に改め、同号オ中「4,300円」を「4,450円」に改め、同号カ中「2,500円」を「2,250円」に改め、同条第3号ア中「5,400円」を「5,140円」に改め、同号イ（ア）中「6,800円」を「6,080円」に改め、同号イ（イ）中「3,400円」を「3,040円」に改め、同号イ（ウ）中「5,100円」を「4,560円」に改め、同号ウ中「1,060円」を「1,620円」に改め、同号エ（ア）中「1,320円」を「1,920円」に改め、同号エ（イ）中「660円」を「960円」に改め、同号エ（ウ）中「990円」を「1,440円」に改め、同号オ中「1,720円」を「1,780円」に改め、同号カ中「1,000円」を「900円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の基山町国民健康保険条例の規定は、令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

提案理由

国民健康保険財政の都道府県単位化に伴い、将来的な国民健康保険税の平準化及び財政基盤の安定を図るため、基山町国民健康保険条例を改正する必要がある。

令和2年3月13日原案可決